

時間外労働の上限規制 適用に向けた ご理解・ご協力のお願い

2024年4月より、建設業にも時間外労働の上限規制の適用が始まります。当社は、時間外労働を原則「月45時間以内、年間360時間以内」を目指し、全社一丸となって業務効率化やカイゼン活動による生産性向上に取り組んでおります。

建設業界全体の労働環境改善、働き方改革に向けた取り組みにご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

4週8閉所の確保

- ・ 工事工程は、計画時から「4週8閉所」を確保できる工期の設定

余裕を持った見積期間の確保

- ・ 見積期間は法令で定められた期間以上の確保

適正な工期の確保

- ・ 設計仕様の早期決定と時間外労働時間の上限規制を考慮した工期の確保
- ・ 労務、資機材調達や後工程期間などを考慮した工期の確保
- ・ 設計変更や工程の遅れなどにより、契約工期内の工事完了が困難な場合、工期延長および契約条件の見直し

生産性向上を考慮した環境の整備

- ・ 各種会議や打ち合わせを定時時間内に実施する体制整備
- ・ 朝礼へのローテーション参加およびリモート参加の配慮
- ・ 各種検討資料などの作成時間および提出期間の確保